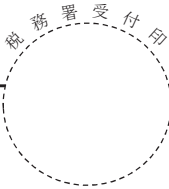


(令和2年分以降用)



相続時精算課税選択届出書

○「相続時精算課税選択届出書」は、必要な添付書類とともに申告書第一表及び第二表と一緒に提出してください。

令和____年____月____日 ____税務署長	受贈者	住所 又は 居所	〒 電話(____ - ____ - ____)	
		フリガナ		
		氏名 (生年月日)	(大・昭・平 年 月 日)	
		特定贈与者との続柄		

私は、下記の特定贈与者から令和____年中に贈与を受けた財産については、相続税法第21条の9第1項の規定の適用を受けることとしましたので、下記の書類を添えて届け出ます。

記

1 特定贈与者に関する事項

住所 又は居所	
フリガナ	
氏名	
生年月日	明・大・昭・平 年 月 日

2 年の途中で特定贈与者の推定相続人又は孫となった場合

推定相続人又は孫となった理由	
推定相続人又は孫となった年月日	令和 年 月 日

(注) 孫が年の途中で特定贈与者の推定相続人となった場合で、推定相続人となった時前の特定贈与者からの贈与について相続時精算課税の適用を受けるときには、記入は要しません。

3 添付書類

次の書類が必要となります。
なお、贈与を受けた日以後に作成されたものを提出してください。
(書類の添付がなされているか確認の上、□に✓印を記入してください。)

□ 受贈者や特定贈与者の戸籍の謄本又は抄本その他の書類で、次の内容を証する書類

- (1) 受贈者の氏名、生年月日
- (2) 受贈者が特定贈与者の直系卑属である推定相続人又は孫であること

- (※) 1 租税特別措置法第70条の6の8((個人の事業用資産についての贈与税の納税猶予及び免除))の適用を受ける特例事業受贈者が同法第70条の2の7((相続時精算課税適用者の特例))の適用を受ける場合には、「(1)の内容を証する書類」及び「その特例事業受贈者が特定贈与者からの贈与により租税特別措置法第70条の6の8第1項に規定する特例受贈事業用資産の取得をしたことを証する書類」となります。
- 2 租税特別措置法第70条の7の5((非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例))の適用を受ける特例経営承継受贈者が同法第70条の2の8((相続時精算課税適用者の特例))の適用を受ける場合には、「(1)の内容を証する書類」及び「その特例経営承継受贈者が特定贈与者からの贈与により租税特別措置法第70条の7の5第1項に規定する特例対象受贈非上場株式等の取得をしたことを証する書類」となります。

(注) この届出書の提出により、特定贈与者からの贈与については、特定贈与者に相続が開始するまで相続時精算課税の適用が継続されるとともに、その贈与を受ける財産の価額は、相続税の課税価格に加算されます(この届出書による相続時精算課税の選択は撤回することができません。)

作成税理士		電話番号	
-------	--	------	--

※	税務署整理欄	届出番号	—	名簿						確認	
---	--------	------	---	----	--	--	--	--	--	----	--

※欄には記入しないでください。(資5-42-A4統一)(令4.12)

書 き か た 等

1 この届出書は、この届出書に記載された特定贈与者から贈与を受けた財産について初めて相続時精算課税の適用を受ける場合に、税務署長に届け出るために使用します（この届出に係る贈与者から贈与を受けた財産について、前年以前にこの届出書を提出している場合には、再度提出する必要はありません。）。

2 この届出書は、贈与税の申告期限までに、贈与税の申告書（第一表及び第二表）に添付して提出してください（申告期限までに提出しなかった場合には、相続時精算課税の適用は受けられません。）。

なお、特定贈与者が贈与をした年の途中で死亡した場合や、受贈者がこの書類を提出しないで死亡した場合のこの書類の提出先等については、税務署にお尋ねください。

3 「受贈者」欄には、受贈者の住所又は居所、氏名（フリガナ）、生年月日及び特定贈与者との続柄を記入してください。

4 「1 特定贈与者に関する事項」欄には、特定贈与者の住所又は居所、氏名（フリガナ）及び生年月日を記入してください。

5 「2 年の途中で特定贈与者の推定相続人又は孫となった場合」欄には、推定相続人又は孫となった理由（養子縁組等）及び推定相続人又は孫となった年月日を記入してください。

なお、孫が年の途中で特定贈与者の推定相続人となった場合で、推定相続人となった時前の特定贈与者からの贈与について相続時精算課税の適用を受けるとき（租税特別措置法第 70 条の 2 の 6 第 1 項の規定の適用により、相続税法第 21 条の 9 第 1 項の規定の適用を受けるとき）には、この欄の記入は要しません（その年の 1 月 1 日から推定相続人となった時前までの間に、特定贈与者の孫となった場合には、孫となった理由及び孫となった年月日を記入してください。）。

また、孫が年の途中で特定贈与者の推定相続人となった場合で、推定相続人となった時前の特定贈与者からの贈与について相続時精算課税の適用を受けないとき（租税特別措置法第 70 条の 2 の 6 第 1 項の規定の適用を受けないとき）には、推定相続人となった時前の特定贈与者からの贈与については、暦年課税により贈与税額を計算します。

6 その他

（1）受贈者が年の途中で養子縁組等により特定贈与者の推定相続人又は孫になった場合、原則として、推定相続人又は孫となる前にその特定贈与者から贈与により取得した財産については、相続時精算課税の適用を受けることはできません。

（2）受贈者が相続時精算課税選択届出書を提出する前に死亡している場合、その贈与を受けた財産について相続時精算課税の適用を受けるためには、受贈者の相続人（包括受遺者を含み、特定贈与者を除きます。）全員が連名で相続時精算課税選択届出書をその死亡を知った日の翌日から 10 か月以内に提出することになります。

この場合は、「相続時精算課税選択届出書付表」も併せて提出することとなります。